

毎週火、金曜日発行（但休日当る場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇訓令 鳥取県電報発信者符号の一部改正
- ◇告示 保険医療機関及び保険薬局の指定  
ひな白痢検査の実施  
国有保安林指定の解除予定  
基準看護施設の承認  
教育職員免許状の授与
- ◇公告 昭和三十六年度開拓地集乳所設置事業補助金  
交付要綱  
道路位置の指定  
クリーニング師試験の実施

## 訓 令

### 鳥取県訓令第八号

本 庁 内 部 局  
甲 類 附 属 機 関  
地 方 機 関  
陸 運 事 務 所

鳥取県電報発信者符号（昭和三十五年七月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 本庁内部部局のあの部中「アコ 総務部次長」を「アコ 農林部次長」に改め、いの部（秘書課・総務部）中

企画広報課長  
企画広報課

企画課長  
企画課

を  
に改め、おの部（農林部）中

農政課長  
農政課  
農業改良課長  
農業改良課

を  
農政企画課長  
農政企画課  
農産園芸課長  
農産園芸課

に

改め、かの部（土木部）中

カシ 観光課

を

カシ 観光課  
カス 県庁舎建設管理事務所長  
カセ 県庁舎建設管理事務所

に改める。

二 甲類附属機関（附設機関を含む。）のけの部（商工労働部関係）中

ケキ 大阪通勤寮  
ケク 大阪通勤寮

を

ケキ 内職公共職業補導所長  
ケク 内職公共職業補導所

に改め、こ、さの部（農林部関係）中

コア 農業協同組合講習所長  
コイ 農業協同組合講習所

を削る。

三 地方機関（附設機関を含む。）のそ、たの部（農林部関係）中

タア	東部山林事務所長
タイ	東部山林事務所
タウ	中部山林事務所長
タエ	中部山林事務所
タオ	西部山林事務所長
タカ	西部山林事務所
タキ	東部耕地事務所長
タケ	東部耕地事務所
タク	中部耕地事務所長
タコ	中部耕地事務所
タサ	西部耕地事務所長
タシ	西部耕地事務所

を

タア	鳥取地方農林振興局長
タイ	鳥取地方農林振興局
タウ	鳥取地方農林振興局長
タエ	鳥取地方農林振興局
タオ	鳥取地方農林振興局長
タカ	倉吉地方農林振興局長
タキ	倉吉地方農林振興局
タク	米子地方農林振興局長
タケ	米子地方農林振興局
タシ	日野地方農林振興局長

に改める。

告示

鳥取県告示第四百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附 則

この訓令は、昭和三十六年八月八日から施行する。

名	称	所 在 地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
---	---	-------	-------	------	-------	-------

立川眼科耳鼻咽喉科 診療所	立川	武	眼科、耳鼻咽喉科	昭三六、七、一	乙ノ二
坂本医院	東伯郡泊村園六七三	坂本 義博	内科、小児科、整形 外科、皮膚泌尿器科		
	境港市京町一八五	立川 武	眼科、耳鼻咽喉科	昭三六、七、一	乙ノ二

二部診療所	日野郡溝口町二部	武田 平濤	内科、外科、小児科、産婦人科	六、二
三代歯科診療所	倉吉市上井町二丁目	三代 一成	齒科	七、八
池田薬局	鳥取市今町一丁目	池田雄次郎	薬局	七、一

鳥取県告示第四百五十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表	実施期日	実施区域	実施場所
〃	八月 十二日	東伯郡泊村石脇	田中種鶏場
〃	〃 十四日	大栄町由良宿	浜岡
〃	〃 十五日	〃	竹歳
〃	〃 十六日	羽合町上浅津	裏門
〃	〃 二十一日	大栄町島	南
〃	〃 二十四日	三朝町片紫	平田
			徳永

鳥取県告示第四百五十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥所在の保安林（国有林）指定の目的 水源かん養  
解除の理由 指定理由の消滅（保安林種変更）  
申請者 認定（大阪営林局長の上申による。）

鳥取県告示第四百五十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護施設として次のとおり承認した。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名 称	所 在 地	承認番号	承認対象	承認年月日	採用 点数表	備考
----	-----	-------	------	------	-------	-----------	----

皆生病院 米子市西福原一、五九八の七

第一八号  
第一八号  
(三)

精神病棟  
一棟 五八床

三六、八、一 甲表

鳥取県告示第四百五十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第三項の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

高等学校助教諭免許状 昭三六高助第一号 清水 松恵 東伯郡羽合町長瀬二、三九八 昭和三十六年七月十二日（家庭科）

幼稚園助教諭免許状 昭三六幼助第一号 小林美智子 八頭郡若桜町屋堂羅五二

鳥取県告示第四百五十五号

昭和三十六年度開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度開拓地集乳所設置事業補助

金交付要綱

（趣旨）

第一条 県は、開拓地における酪農経営の合理化の促進

を図ることを目的として、開拓者団体が行なう集乳所設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条 前条において「集乳所設置事業」とは、次の各号に掲げる要件を満たす集乳所を設置する事業をい

う。

一 建坪二十六・五平方メートル以上であること。

二 牛乳冷却設備及び検乳設備を有するものであること。

三 交通便利な場所に設置するものであること。

（補助事業者の範囲）

第三条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる開拓者団体は、次の各号の要件を満たしている開拓者団体とする。

一 別表に定める区域内の開拓者が組織する団体であつて、その営農目標が、酪農を主体とするものであること。

二 前号の団体で地区内において取り扱う集乳日量が二七五キログラム以上で、将来その集乳日量が急速に増加する見込みのあるものであること。

（補助率）

第四条 補助金の額は、総事業費の二分の一以内とする。（補助金の交付の申請）

第五条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業

計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、昭和三十六年九月三十日とする。

（実績報告書）

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、第三号様式のとおりとする。

2 実績報告書は、補助事業が完了した日から三十日以内に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

別 表

補助対象となる区域

東伯郡のうち関金町、大栄町及び東伯町  
倉吉市  
西伯郡のうち中山町、名和町、大山町、伯仙町及び岸本町  
日野郡のうち溝口町及び江府町





時三十分まで  
実地試験

昭和三十六年九月十日午後一時から

二 試験の場所

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

実地試験

鳥取市藪片原町 明日屋クリーニング店

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四  
七条に規定する者

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）に  
よる国民学校の高等科を修了した者

3 旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による  
中等学校の二年の課程を終わつた者

4 厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学力が  
あると認めたる者

四 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識及び技能

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願（別紙様式による。）
- (二) 履歴書

(三) 写真（手札型で出願前六月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名、生年月日を記入すること。）

(四) 受験資格を有することの証明書

2 提出先

(一) 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

(二) 鳥取県以外の都道府県に住所地を有する者は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県厚生部衛生課

3 提出期間

昭和三十六年八月二十日から昭和三十六年八月二十

九日まで。

ただし、郵送の場合は、八月二十九日付けの消印があるものは有効とする。

六 試験手数料

五百円（鳥取県収入証紙五百円を受験願にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。）

七 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。

2 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ及びズボン各一枚を各自携帯すること。

別紙

クリーニング師試験受験願

本籍

住所（だれだれ方まで記入すること）

（ふりがなをつける）  
氏 名

生 年 月 日

昭和 年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

今回行なわれるクリーニング師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。